

# 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

## ◆制度の概要

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給するものです。

## ◆支給対象者等

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

## ◆支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

## ◆その他

前回(令和2年)の特別弔慰金を七ヶ宿町で請求された方には、6月中に請求書等を送付予定です。

●問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114

## 人権相談会のご案内

毎年6月1日は…

人権擁護委員の日です

この日にちなみ、人権擁護委員が次の4か所で相談所を開き、人権に関するさまざまな相談をお受けします。

**相談は無料で、予約も不要です。秘密は厳守いたします。**

家庭内のいざこざ、離婚、相続、隣り近所との問題など、日頃お悩みの方は、遠慮なく、御相談にお越しください。もちろん、**秘密は厳守いたします。**

### 開催日時と相談会場

- 6月4日(水) 10:00～15:00 角田自治センター
- 6月5日(木) 10:00～15:00 大河原町役場
- 6月11日(水) 9:00～11:30 丸森まちづくりセンター
- 6月14日(土) 10:00～15:00 白石市中央公民館



●お問い合わせ 大河原町字錦町1-1 法務局内  
大河原人権擁護委員協議会 ☎0224-52-6053

ご協力を  
お願  
い  
し  
ま  
す

# ごみの分け方・出し方について

各地区に設置されている集積所は、地区の方々のご協力で管理していただいております。ルールを守られていないごみは収集することができませんので、ごみの種類ごとの分け方、出し方を確認してから出してください。



## 「皆さんご存じでしたか??」

### ●収集されなかったごみは、地区(班)の方が分別のやり直しをしています!

分別のやり直しをすることで、収集することができています。他人のごみ袋を開けることは、決して気持ちのいいことではありませんので、自分が出したごみが、きちんと収集されているか確認して、収集されていなかった場合は、自宅に持ち帰り、分別のやり直しをお願いします。

### ●集積所は地区(班)で管理しているため、地区(班)以外の方の持ち込みは禁止です!

「他の地区の人がごみを出している」という情報がありましたので、集積所は地区(班)の管理であることを知ってもらい、決められた集積場所へごみを出すようお願いいたします。

ごみの分け方と出し方については、こちらをご覧ください ▶

●お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114



## 【お詫びと訂正】

仙南地域広域行政事務組合発行の「せんなん広域エリアマガジン2025年4月号(第118号)」10ページ内の『資源ごみ(びん)の分け方が変わりました』の記事において、びんの種類の内「茶色」が無くなったと誤解を招く掲載となってしまいました。

びんの色区分は、**びん全体の色** で判断し、【無色透明】、【茶色】、【その他の色】の3種類に分別してください。

本件の詳しい内容については組合HPをご確認ください。



◀組合HP  
QRコード

●お問い合わせ 仙南地域広域行政事務組合業務課 ☎0224-52-2870